618 (1811-

社長が入れる労災保険のことなら

ľ 葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

労 士 社 事 本 務 所 (編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

有給休暇はパートにもあります!

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、その間の全所定労働日数の8割以上出勤した労 働者に対して**最低 10 日を付与する**というものです。その後は継続勤務 1 年ごとに一定の日数を加算した日数となり ます。平成31年4月より有給休暇の義務化が始まりますので、これを機会にパートを含めた全従業員の付与日数を ご確認いただけたらと思います。

(1) 週所定労働日数が 5 日以上または週所定労働時間が 30 時間以上

	継続勤務年数	0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年以上
Ī	付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16日	18 日	20 日

(2) 週所定労働日数が 4 日以下かつ週所定労働時間が 30 時間未満

週所定労働日数が 4 日以下かつ週所定労働時間が 30 時間未満のパートタイム労働者等の場合には、その勤務 日数に応じて比例付与されます。

	週所定	1 年間の	継続勤務年数						
	労働日数	所定労働日数	0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年以上
付	4日	169 日~216 日	7日	8日	9日	10 日	12 日	13 日	15 日
与	3 日	121 日~168 日	5日	6日	6日	8日	9日	10 日	11日
日	2日	73 日~120 日	3 日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
数	1日	48 日~72 日	1日	2日	2日	2日	3 日	3 日	3 日

【厚生労働省より】

年末調整の書類は 3 枚提出が必要です

今年も年末調整の時期になりました。国税庁のホームページでは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と 「保険料控除申告書」、また今年より新たに「配偶者控除等申告書」が公開されています。配偶者控除の改正により、 例年より1枚枚数が増えています。変更内容を確認し、従業員に案内しましょう。

配偶者控除等申告書

【本人の所得見積額の書き方】

- ① 給与所得者は、本人の「本年中の合計所得金額の見積額」を記載 する必要があります。
- ② 真ん中にある「合計所得金額の見積額の計算表」の欄に、「収入金 額」を記載します。

※「収入金額」とは、1~12 月の給与や賞与から非課税となる交通

費や経費などを除いた総収入金額のことです。いわゆる年収のことです。

- ③ 配偶者控除等申告書の裏面「3 所得の区分」の表を使用し、「所得」の計算をし、(1)~(7)の合計額の欄に、「所得」を記 載します。
- ④ 上の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に「所得」を転記し、A~C の区分にチェックを入れ、区分 I の欄に A ~C の区分を記載します。

【配偶者の所得見積額の書き方】

- ① 配偶者のお名前・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記載し、配偶者の所得の見積額を記載する必要があります。
- ② 真ん中にある配偶者の「合計所得金額の見積額の計算表」の欄に、「収入金額」を記載します。
- ③ 所得の計算方法は、上記②~③と同じです。
- ④ 上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に「所得」を転記し、①~④の区分にチェックを入れ、区分Ⅱの欄に ①~④の区分を記載します。

【控除額の計算】

本人の区分Ⅰと、配偶者の区分Ⅱの交わったところの控除額を右に記載します。

【国税庁より】

